

国立大学法人京都大学原子炉実験所の設置変更
承認申請（臨界実験装置の変更）の概要について

平成28年4月
原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 国立大学法人京都大学
住 所 京都府京都市左京区吉田本町
代表者の氏名 京都大学学長 山極 壽一

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
名 称 京都大学原子炉実験所
所在地 大阪府泉南郡熊取町朝代西二丁目 1 0 1 0 番地

(3) 変更の内容

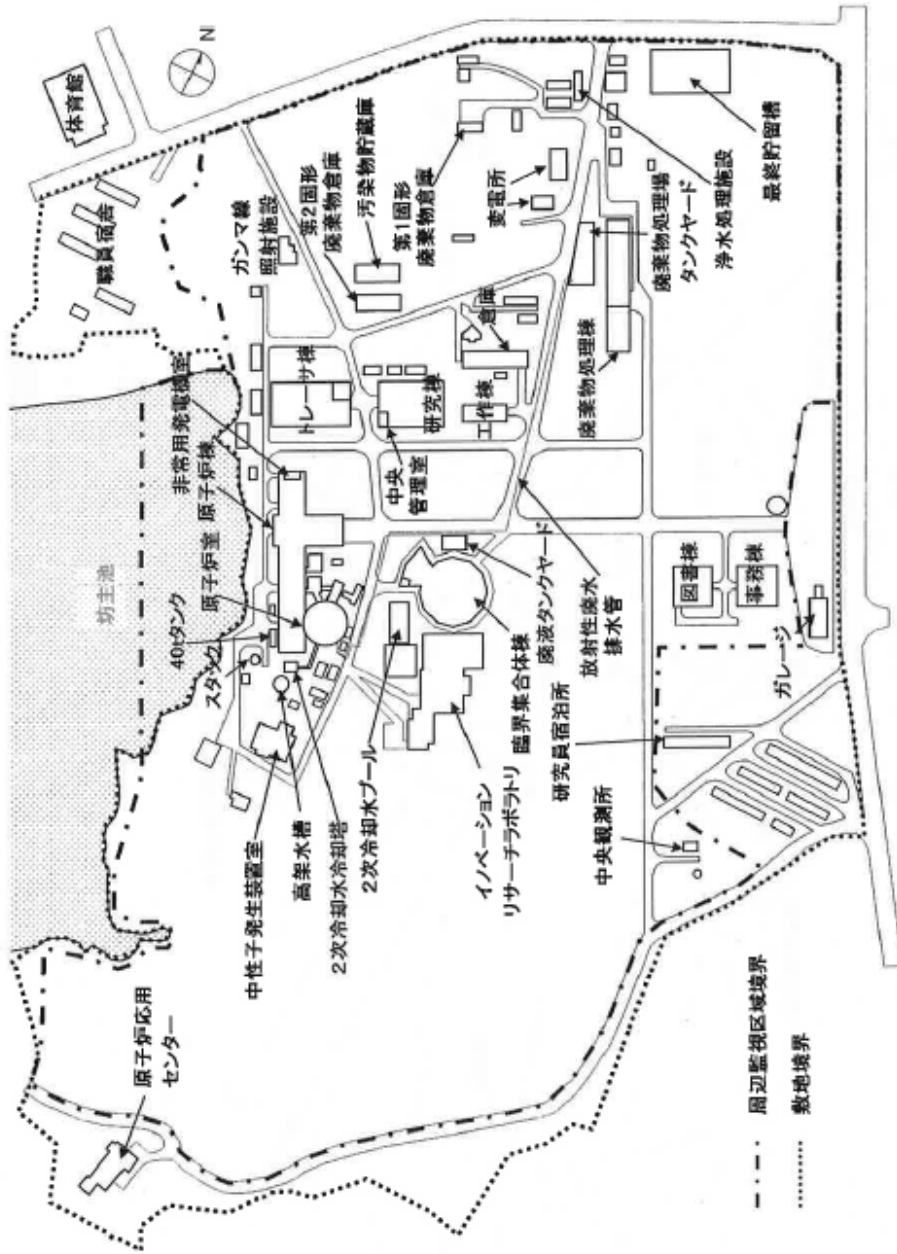
昭和37年3月15日付け37原第1040号をもって設置承認を受け、これまで設置変更承認を受けた京都大学原子炉実験所の原子炉設置承認申請書のうち、「臨界実験装置」に関する記載事項のうち、次の事項の記述の一部を改めている。

3. 試験研究用等原子炉の型式、熱出力及び基数
5. 試験研究用等原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備
6. 試験研究用等原子炉施設の工事計画
7. 試験研究用等原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
8. 使用済燃料の処分の方法

(4) 変更の理由

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、京都大学原子炉実験所の「臨界実験装置」を「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合させるための変更を行う。

併せて、記載事項の一部について記載の適正化を行うとともに、関連法令の規定に整合した記載に変更する。



京都大学原子炉実験所 施設配置図